年 月 日

(宛先) 土浦市長

医療機関名

所 在 地

医 師 名

印

土浦市ねたきり老人等福祉手当支給申請に係る医師意見書

次の者は, 年 月 日より(病名:) のため(ねたきり・認知症)になっており、今後もその状態が継続するものと認めます。

(ねたきり・認知症) 老人 住 所

氏 名

明

生年月日 大 年 月 日

昭

(特記事項)※裏面の表をご参照の上ご記入ください。

- ○ねたきりの状態(障害高齢者の日常生活自立度判定基準(寝たきり度) ランク【 B ・ C 】
- ○認知症の状態 (認知症高齢者の日常生活自立度判定基準)

ランク【 III・IV・M 】

障害高齢者の日常生活自立度判定基準(ねたきり度)

※本手当の対象となるねたきり状態の基準は、ランクB又はランクCです。

基準		日常生活の状況			
生活自立	ランクJ	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 1 交通機関等を利用して外出する。 2 隣近所へなら外出する。			
準ねたきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。			
ねたき り	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し,日中もベッドでの生活が主体であるが 座位を保つ。 1 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う。 2 介助により車椅子に移乗する。			

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

※本手当の対象となる認知症の状態の基準は,ランクⅢ,ランクN又はランクMです。

基準	判断基準	見られる症状・行動の例		
ランクI	何らかの認知症を有するが, 日常生活は家庭内及び社会的 にほぼ自立している。			
ランクⅡ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難 さが多少みられても,誰かが注意していれば自立できる。	Ⅱ a 家庭外で Ⅱ b 家庭内で	たびたび道に迷う,金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ。 服薬管理ができない,電話の応対や訪問者への対応など一人で留守番ができない等	
ランク Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ,介護を必要とする。	Ⅲ a 日中中心 Ⅲ b 夜間中心	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等 夜間を中心に上記の状態がみられる。	
ランク IV	日常生活に支障を来すような 症状・行動や意思疎通の困難 さが頻繁。常に介護を必要と する。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等		
ランクM	著しい精神症状や問題行動又 は重篤な身体疾患がみられ, 専門医療を必要とする。		興奮、自傷・他害等の精神症状や精神 問題行動が継続する状態等	